

記入例

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書

空欄のまま

令和 年 月 日

羽生市長 河田 晃明

住 所 羽生市中央〇-〇-〇
電話番号 048-000-0000
申請者氏名 羽生太郎
(※法人の場合は代表者名)

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間

- (1) 内容 商工会（個別支援 / 創業支援セミナー）
創業・ベンチャー支援センター埼玉（個別支援 / 創業支援セミナー）
※受けた支援内容に〇をつけてください。
- (2) 期間 令和 3年 9月24日 ~ 令和 3年 10月 29日

2. 設立する会社の商号（屋号）・本店所在地

- (1) 商号（屋号） 株式会社 〇〇商事 / 〇〇カフェ
(2) 本店所在地 羽生市中央〇-〇-〇

3. 設立する会社の資本金の額 1,000万円（会社の場合）

4. 事業の業種、内容

- (1) 業種 〇〇業 例：宿泊業、飲食サービス業
(2) 内容 例：〇〇の製造 / 〇〇の販売 / 〇〇サービスの提供など

「※新たに開始しようとする事業の業種について」をご確認ください

5. 事業の開始時期 令和 〇年 〇月 〇日

※2～5は、認定特定創業支援等事業を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載してください。既に事業を開始している場合は、その内容について記載してください。

羽商発第 号
令和 年 月 日

羽生市長 河田 晃明 印

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

有効期限 令和7年3月31日まで

(注意) 会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

令和6年4月1日

羽生市

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社^{※1}設立時の登録免許税の減免について

(1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{※2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、**会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります**。設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）されます。

(2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

(3) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

(1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

(2) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

※新たに開始しようとする事業の業種について

①業種欄には主たる業種に該当する業種についてA～Tのいずれかを記入してください。

- A 農業, 林業 B 漁業 C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 D 建設業 E 製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業, 郵便業 I 卸売業, 小売業
J 金融業, 保険業 K 不動産業, 物品賃貸業 L 学術研究, 専門・技術サービス業
M 宿泊業, 飲食サービス業 N 生活関連サービス業, 娯楽業 O 教育, 学習支援業
P 医療, 福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業 (他に分類されないもの)
S 公務 (他に分類されるものを除く) T 分類不能の産業

②A～Tの業種の記入に際しては、下記窓口アクセスし、各分類項目の詳細情報までご参照いただき、当該項目の内容についてご確認うえ、日本標準産業分類の大分類を記入してください。

政府統計の総合窓口

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

▼参考

政府統計の総合窓口

統計データを探す | 地図や図表で見る | 調査項目を調べる | 統計サイト検索・リンク集 | ログイン

トップページ > 調査項目を調べる > 統計に用いる分類(産業、職業等)用語 > 日本標準産業分類(平成25年[2013年]10月改定) > 詳細情報

詳細情報

日本標準産業分類(平成25年[2013年]10月改定) > 宿泊業, 飲食サービス業 > 飲食店 > 喫茶店

分類コード	7671
項目名	喫茶店
項目の説明	主としてコーヒー、紅茶、清涼飲料などの飲料や簡易な食事などをその場所で飲食させる事業所をいう。
事例	喫茶店、フレンチ・イタリアン、音楽喫茶、咖啡店、カフェ
不適合事例	スナックバー[7661]

戻る

GK01010004

このページへのトップへ

このサイトについて >> ご利用にあたって >> 個人情報の取り扱い >> サイトマップ

当サイトは各府省等の参画のもと、総務省統計局が中心となり開発を行い、独立行政法人統計センターが運用管理を行っております。

Copyright(C) 2011 総務省 統計局 All rights reserved.

②この業種を記入

①内容を確認